（様式第1号）

令 和 8 年 11 月 10 日

参加希望者 様

独立行政法人水資源機構分任契約職
：揖斐川・長良川総合管理所長　犬童　眞二
（公印省略）

見　積　依　頼　書

1 件　　名　予備発電用A重油購入

2 納 入 場 所　三重県桑名市長島町十日外面136番地　揖斐川・長良川総合管理所

3 納　　期　契約締結の翌日から令和8年12月28日まで

4 内　容　等　別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

1 現 場 説 明　実施しません。

2 見積参加要件　一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、物品等の製造又は販売の業種区分「燃料、潤滑油、油脂類（販売）」の認定を受けており、且つ営業品目の「重油」に登録されている者。

3 見 積 書 等

1）様 式 等　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

2）提出方法　FAX又は電子メールで提出してください。（※提出先は、4）のとおりです。）なお、FAX又は電子メールに拠りがたい場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。）による。

3）見積書提出期限　**令 和 8 年 11 月 20 日　12:00**　まで

4）提 出 先　独立行政法人水資源機構　揖斐川・長良川総合管理所　TEL　0594-42-5012
FAX　0594-42-5020　電子メール　nyukei_ibinagasou@water.go.jp

5）質問書提出期限　**令 和 8 年 11 月 16 日　12:00**　まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。

6）見積回数　2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年11月24日 12:00 までとします。

7）そ の 他　①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 結 果　見積結果については、<u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知</u>します。

5 そ　の　他

1）契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

2）請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。

3）最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。

くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

4）契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。

予備発電用Ａ重油購入

仕様書

１．　適用

本仕様書は、「予備発電用Ａ重油購入」に適用する。

２．　納入場所

三重県桑名市長島町十日外面136番地

独立行政法人水資源機構　揖斐川・長良川総合管理所

３．　納入期間

契約締結の翌日から令和８年１２月２８日まで

４．　概要

揖斐川・長良川総合管理所に設置している予備発電設備用の燃料であるＡ重油を購入するものである。

５．　Ａ重油仕様及び購入数量

LSA重油（JIS K 2205、1種、1号）　8,000ℓ

６．　Ａ重油の納品

揖斐川・長良川総合管理所構内の地下タンク（25kℓ）へ給油するものとする。

以上

令和8年11月10日

各事業者の営業担当各位

(独)水資源機構揖斐川・長良川総合管理所発注業務
見積依頼のご案内

独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所では、次の件名につきまして見積依頼を行っています。当見積に、ご参加される意思のある方は、当機構HPをご覧いただきたく、失礼ながらご連絡申し上げます。

件名	予備発電用A重油購入	
納入場所	三重県桑名市長島町十日外面136番地　揖斐川・長良川総合管理所	
納期	契約締結の翌日から令和8年12月28日まで	
見積参加要件	一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品等の製造又は販売の業種区分「燃料、潤滑油、油脂類(販売)」の認定を受けており、且つ営業品目の「重油」に登録されている者。	
主な発注内容	本件は、揖斐川・長良川総合管理所に設置している予備発電設備用の燃料であるA重油を購入するものである。	
見積書提出期限	令和8年11月20日　12:00	
質問書提出期限	令和8年11月16日　12:00	
	※仕様書等に対する質問がある場合、または物品購入の場合で同等品規格の確認を行う場合は質問書を提出していただくことになります。	
担当部署連絡先	電 話 番 号	0594-42-5012
	F A X 番 号	0594-42-5020
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp
担当職員	経理課　荒木悠太	

◆オープンカウンタとは？

物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

◆見積への参加方法

①揖斐川・長良川総合管理所HPに掲載した各発注案件に応じて、見積に参加意欲のある方は、見積依頼書に添付されている仕様書をご確認いただき、「見積依頼書等の交付受領書」を電子メールまたはFAXにて揖斐川・長良川総合管理所あて提出してください。

揖斐川・長良川総合管理所ホームページアドレス(URL)
https://www.water.go.jp/chubu/nagara/
より「オープンカウンタ方式による調達情報」をご覧ください。

③見積書を電子メール、FAX及び持参または郵送で当事務所あてご提出ください。

④仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

⑤契約の相手方として決定した方へのみ、電子メールにて契約決定の通知をお送りします。

見積依頼書等の交付受領書

<table>
<tr><td rowspan="3">宛　先</td><td colspan="4">独立行政法人水資源機構　揖斐川・長良川総合管理所
経理課　　山本　咲希</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>0594－42－5012</td><td>FAX番号</td><td>0594－42－5020</td></tr>
<tr><td>メール
アドレス</td><td colspan="3">nyukei_ibinagasou@water.go.jp</td></tr>
<tr><td rowspan="5">発信者
（※必須）</td><td colspan="4">（住所）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（会社名）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（担当者名）</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td>FAX番号</td><td></td></tr>
<tr><td>メール
アドレス</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。

○見積依頼件名

予備発電用A重油購入

○くじ用数値

くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

○見積辞退について

見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾

「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

☐ 「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」に承諾する

別　添

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について
同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について
1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例）

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

例）　・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について
例）　・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

例）　・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1